

入学者選抜における不正行為等の取扱いについて

(1) 次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を命じ、それ以後の受験はできなくなり、受験した全ての教科・科目等の成績を無効とします。その後の本学の全ての入学試験の受験を認めないこともあります。また、警察に被害届を出す場合があります。

- ア. 出願において本学に提出した書類・資料・情報に、故意による虚偽の記入があること。
- イ. 解答用紙へ故意による虚偽の記入（解答用紙に本人以外の受験番号を記入することなど）をすること。
- ウ. カンニング（試験の教科・科目等に関係するメモ等を机上等に置いたり見たりすること、教科書・参考書・辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- エ. 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- オ. 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- カ. 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- キ. 「解答始め。」の指示前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ク. 試験時間中に、「受験者心得」等で机上で使用が許可されていないもの（携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・タブレット端末・電子辞書・ICレコーダー等の電子機器類や、定規・コンパス・電卓・そろばん・グラフ用紙等の補助具等）を使用すること。
- ケ. 「解答やめ。」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。
- コ. 受験者以外のものが受験者本人になりすまして試験を受けること。
- サ. 試験実施中の録画・録音等、試験内容を記録に残す行為をすること。

(2) 上記(1)以外にも、次のことをすると不正行為になることがあります。指示等に従わず、不正行為と認められた場合の取扱いは、上記(1)と同様です。

- ア. 試験時間中に、「受験者心得」等で机上で使用を許可されていないものを、机上に置いたり身に付けていたりすること。
- イ. 試験時間中に、携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ウ. 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- エ. 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- オ. 試験場において、監督者等の指示に従わないこと。
- カ. その他、試験の公平性を損なう恐れのある行為をすること。

(3) 不正行為の疑いがある場合、次のような対応をとることがあります。

- ア. 監督者等が注意を行う、または事情を聴くこと。
- イ. 別室での受験を求めること。

※大学院技術科学研究科の受験における不正行為についてもこの取扱いに準じます。